第二編　株式会社

（子会社による親会社株式の取得）

第二十三条　法第百三十五条第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　他の法人等が行う株式交付（法以外の法令に基づく株式交付に相当する行為を含む。）に際して親会社株式の割当てを受ける場合

［五～九　略］

十　法第八百十六条の四第一項第一号イ株式交付計画を作成した日（当該株式交付計画により当該株式交付計画を作成した日と異なる時（当該株式交付計画を作成した日後から当該株式交付の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）

十一　［略］

（自己の株式を取得することができる場合）

第二十七条　法第百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　当該株式会社が法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合

［六～八　略］

（全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項）

第三十三条の二　［略］

2　前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第百七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

［一～三　略］

四　法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

イ　次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(1)　法第二百三十四条第一項又は第二項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

第二編　株式会社

（子会社による親会社株式の取得）

第二十三条　法第百三十五条第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［四～九　［同上］］

十　［同上］

（自己の株式を取得することができる場合）

第二十七条　法第百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　同上］

五　当該株式会社が法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合

［六～八　同上］

（全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項）

第三十三条の二　［同上］

2　前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第百七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

［一～三　同上］

四　法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

［号の細分を加える。］

（一株当たり純資産額）

3　第一項に規定する「基準純資産額」とは、算定基準日における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）をいう。

［一～五　略］

六　株式引受権の帳簿価額

七　［略］

八　［略］

［4・5　略］

6　第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。

［一～九　略］

十　［同上］

（一株当たり純資産額）

3　第一項に規定する「基準純資産額」とは、算定基準日における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）をいう。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

七　［同上］

［4・5　同上］

6　第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。

［一～九　同上］

［号を加える。］